

経済要録

国 内

◆日本債券信用銀行の経営再建策 および北海道拓殖銀行と北海道 銀行の合併等に関する総裁談話 について

日本銀行は、4月1日、以下の内容の総裁談話发表了。

I. 日本債券信用銀行の経営再建について

1. 今般、日本債券信用銀行の運営を抜本的に改善し同行の再建を図るための方策が、同行を始めとする関係者により取りまとめられた。

その内容は、徹底したリストラの実施、不良債権の抜本的処理及び資本増強策からなっている。本件を取りまとめるに当たっては、まず何よりも、同行自身がこれまでに例をみない最大限の自己努力によるリストラ策を実施することを大前提とした。そのうえで、民間金融機関等が可能な限りの資本調達面での協力を図るほか、日本銀行としても大蔵省とともに、わが国金融システム全体の安定確保の観点から、必要な支援を行うこととした。

2. 経営再建策の具体的な内容は次の通りである。

- (1) 海外拠点からの撤退と人員・給与の大額カットを含む徹底したリストラ
- (2) 関連ノンバンク3社の法的整理を含む不良債権の抜本的な処理

(3) 総額3,000億円程度の資本増強策の実施

- ①民間金融機関等による出資
- ②新金融安定化基金による優先株の引受

3. 日本債券信用銀行は、多額の不良債権を抱え、経営の困難に直面していたが、特に昨年秋以降は、内外市場において大きく信認が低下する事態に見舞われている。他方、同行は、内外の金融市場において、主要な金融機関として多額かつ広範な取引を通じて重要な役割を果たしている。こうした点に鑑みると、同行の経営不安は、内外金融市場の安定を図るうえで、早急な対処を要する重大な問題である。

また、現在わが国は、21世紀に向けてわが国金融システムを抜本的に改革していくという大きな課題に取組んでいるが、同行の経営問題の解決を図ることは、こうした改革を円滑に進めていくうえでも必要なプロセスと考えられる。

以上のような観点に立ち、政府及び日本銀行は、同行の経営問題を抜本的に解決し、その信認を回復させることが、わが国金融システム全体にとって緊要の課題であると判断した。また、そのための対応として、同行による徹底したリストラ努力を大前提として、不良債権の抜本

的処理及びその結果として必要となる自己資本の復元を同時に図ることがどうしても必要と考えられた。

4. 本件に関し、日本銀行としては、政府からの強い要請を踏まえ、同行単独の努力では困難な資本基盤の再構築について、新金融安定化基金の活用により、資本的基盤拡充のための支援を行うことが適當と判断した。

日本銀行としては、日本債券信用銀行自身の努力に加え、関係者の協力も得て、本再建策が円滑に実施されることにより、預金者、金融債保有者の同行に対する信頼と市場における信認が速やかに回復するものと確信している。

II. 北海道拓殖銀行と北海道銀行の合併について

1. 本日、北海道拓殖銀行と北海道銀行の両行から、来年4月を目途に合併する方向で今後具体的検討を進めていく旨の報告を受けた。同時に、北海道拓殖銀行は海外拠点からの撤退を含む抜本的経営改善策を講じ、今後は地域により密着した経営への転換を図る方針である、との報告を受けた。
2. 両行では、合併により北海道を主たる営業基盤としつつ、店舗の統廃合や重複投資の排除等により経営の効率化と、財務体質の強化を図ることから、顧客に対するサービスの更なる向上や地域経済の活性化への一層の貢献が期待されるところである。

3. 今回の合併構想は、わが国金融システムの大きな変革に積極的に適合しながら、強力な経営体質を持った銀行として発展していくために両行が自主的に話し合い、合意したものと聞いている。日本銀行としては、そうした両行の思い切った経営判断を高く評価するものである。

III. わが国金融システムの信認確保に向けて

1. 本日公表された日本債券信用銀行の抜本的な経営再建策、及び北海道拓殖銀行と北海道銀行の合併による経営効率化構想は、いずれも、わが国金融システム全体に対する不透明感の払拭と信認の確保に大きく寄与するものである。

また、現在、わが国金融システムについては、いわゆる「日本版ビッグバン」構想の下で抜本的改革が図られているところであり、今回の経営再建策および合併構想は、そうした改革に向けての金融機関による主体的対応という観点からも意義あるものと考える。

なお、これら金融機関の資金繰りについては格別問題は生じないとみられるが、一時的に流動性が不足するといった場合には、これまで明らかにしているとおり、中央銀行として必要な支援を行う用意がある。

2. 日本銀行としては、引き続き、わが国金融システム全体の安定維持と21世紀に向けた抜本的改革の円滑な実施のために、政府と緊密に連携しつつ、全力を挙げて取り組む所存である。

◆日本銀行当座預金決済「RTGS化」の枠組みについて

日本銀行は、4月1日、昨年12月に発表した「日本銀行当座預金決済の『RTGS化』について」に対する当座預金取引先や民間決済システムの運営者等からの意見・提案を踏まえ、「日本銀行当座預金決済『RTGS化』の枠組みについて」を発表した（その内容については『日本銀行月報』1997年4月号「日本銀行当座預金決済『RTGS化』の枠組みについて－関係者のご意見・ご提案を踏まえて－」を参照）。

◆日本公認会計士協会、金融機関の資産自己査定に係わる監査のガイドラインを発表

日本公認会計士協会は、4月15日、金融機関の資産自己査定に係わる監査のガイドラインとして、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. はじめに

金融機関経営の健全性を確保するため、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（平成8年6月21日法律第94号）」に基づく銀行法等の改正により、平成10年4月から、自己資本の充実の状況に応じて経営改善計画の作成・実施命令、個別措置の実施命令、業務の停止命令等必要な措置（以下「早期是正措置」という。）が講じられることになった。

この早期是正措置の導入に伴い、銀行等金融機関（銀行のほか、信用金庫などの協同組

織金融機関等を含む。以下同じ。）は、自ら資産の査定基準を定めて、その有する資産を検討・分析して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区分すること（以下「自己査定」という。）が必要になった。自己査定は、貸借対照表上最も重要性の大きい信用リスク資産の保全管理の柱となるものであるが、同時に、貸倒償却及び貸倒引当金の適正な計上に資するものである。銀行等金融機関は、自己査定基準を定めて、それに準拠して適正な自己査定が可能となるような内部統制を構築することが求められる。監査人は、貸倒償却及び貸倒引当金の監査を実施する際、自己査定基準が適正に整備され、自己査定の作業がその基準に準拠して実施されていることを確かめなければならない。

この早期是正措置の導入に伴い、監査人は、銀行等金融機関の自己査定に係る内部統制が整備され、適切に運用されていることを確かめる必要があり、また、誤謬等の額が銀行等金融機関の自己資本比率に与える影響を十分考慮して監査上の危険性の許容水準を決定する必要があることなどから、より深度ある監査に努めることが求められる。

本報告は、早期是正措置に伴って導入される自己査定制度の整備状況の妥当性及び査定作業の査定基準への準拠性を確かめるための実務指針を示すとともに、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いを明らかにしたものである。

2. 固有の危険の評価に当たっての留意事項

銀行等金融機関においては、与信業務は最大の収入源である。貸借対照表上、信用リスク資産の占める重要性が金額的にも件数的に

も圧倒的に大きいため、信用リスク資産の評価に関する監査の重要性も当然大きい。

監査計画を立案するに当たって、監査人は、固有の危険と内部統制上の危険の程度を評価し（内部統制上の危険は内部統制の有効性として評価される）、その危険の程度に応じて、監査上の危険性を一定の許容水準以下に抑えるように監査手続上の危険の程度を決定し、適用すべき監査手続、その実施時期及び試査の範囲を決定する。

銀行等金融機関の貸倒債却及び貸倒引当金の監査については、監査人は、以下のようないくつかの要因から、一般的に固有の危険の程度を高めに評価することが必要となる。

- ① 貸倒引当金の計上は、将来の事象に対する見積りにより経営者が判断するものであるが、見積りはいかに注意深く行ったとしても主観的要素の入る余地がある。
- ② 経済環境の変化によって担保不動産価値が短期間に著しく変動することがあり、貸倒引当金として計上すべき額はその影響を受けることもある。
- ③ 将来の損失額の見積りに関連して、法律家、鑑定士等の専門的知識に依存する場合が多いが、時間的、経済的制約等から専門家を十分に利用できないリスクがある。
- ④ 貸倒債却及び貸倒引当金の計上の基礎となる自己査定の妥当性の検討は、銀行等金融機関の債務者を監査人が直接監査するものではないので、債務者に関する情報の質と量が不十分となるリスクがある。
- ⑤ 自己査定の対象件数の膨大さに加え、対象が幅広い項目にわたるため、査定対象を網羅し損うリスクがある。

3. 内部統制の有効性の評価に当たっての留意事項

貸倒債却及び貸倒引当金の監査においては、与信業務全般にわたる内部統制に留意する必要があり、その統制手続は、銀行等監査特別委員会報告第2号「銀行等金融機関における内部統制の有効性の評価に関する実務指針」の付録「2. 内部統制組織の機能の把握に当たっての検討事項」の「2. 与信業務」に掲げられている。早期是正措置の導入後は、自己査定が銀行等金融機関の与信業務における債権管理の中心に位置付けられることとなることから、内部統制の有効性の評価に当たって、次の点についても留意することが必要になる。

（1）自己査定基準と当局の「資産査定について」との整合性

銀行等金融機関は、それぞれ体系的な自己査定基準を作成することとされていることから、自己査定基準が文書化され、正式の行内手続を経て規程化されているか確かめる。自己査定基準に示す査定分類は、「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（蔵検104号 平成9年3月5日）の別添「資産査定について」と同一である必要はなく、より細かい分類であってもよいが、「資産査定について」の分類に整合し、分類の対応関係が確保されていることを確かめる必要がある。

（2）自己査定基準の整備状況

自己査定基準が、以下に挙げる実施部署に関する記述の他、査定上のグルーピングの方法、債務者から入手すべき資料の種類

と質、担保評価の方法等について明記してあるか確かめる。

(3) 自己査定の実施部署

自己査定の実施に当たっては、営業店及び本部貸出承認部署（以下「営業関連部署」という。）で査定を実施し、査定結果を営業関連部署から独立した資産監査部署で監査をする方法、又は営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立した資産査定部署が査定を実施する方法が考えられる。いずれの場合も、営業関連部署に対し牽制機能が十分に働いているか確かめる。なお、資産監査部署又は資産査定部署の担当者は査定実務に精通していることが必要であることに留意する。

(4) 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する規程の整備状況

銀行等金融機関は、それぞれ、具体的かつ詳細な貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する規程を作成することとされていることから、当該規程が文書化され、正式の行内手続を経て規程化されているか確かめる。

また、当該規程は、本報告「6. 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い」に整合し、かつ、それぞれの自己査定基準とも適切な連動が保たれているか確かめる。

(5) 貸倒償却及び貸倒引当金の計上額に関する判断部署

貸倒償却及び貸倒引当金の計上額については、経営者が最終数値の判断に関する責任を負うことになるが、自己査定において

資産監査部署又は資産査定部署が一次的な判断を行っているか確かめる。

なお、銀行等金融機関によっては、自己査定の内部統制の整備に時間を要する場合もあるが、その期間においては内部統制上の危険の程度は高いことに留意する必要がある。

4. 監査手続の実施時期及び試査の範囲

貸倒償却及び貸倒引当金の監査は、適切な監査計画に基づき、原則として試査によって実施される。また、この監査は銀行等金融機関の与信業務に精通した公認会計士が担当するよう計画しなければならない。

(1) 監査手続の実施時期

自己査定に係る監査手続を適用する基準日は、決算日（及び中間監査を要する場合は中間決算日）である。ただし、銀行等金融機関が決算日前の一定日を基準日として自己査定を実施している場合、自己査定に係る内部統制が有効であることを前提に、その基準日を監査手続上の基準日とすることができます。この場合、その基準日は決算日前3か月以内が望ましい。監査手続適用上の基準日を決算日より前にした場合、決算作業の円滑化や監査作業の分散化に資することはできるが、基準日後債務者の財政状態に重要な事実が発生したときは、必要な査定分類の修正がなされる仕組みになっているか、また、現実に修正がなされたかを確かめることが必要になる。

なお、自己査定に係る内部統制の整備及び運用状況を検証した結果、自己査定に関する内部統制が有効に機能していると認め

られる場合には、基準日における監査手続の適用の他に、継続的、循環的な監査方法が考えられる。内部統制が有効に機能していれば、個々の重要な資産について査定分類を変更する事態が生じた場合、その都度遅滞なく査定分類が変更されるので、継続循環監査によることが認められる。この結果、基準日での監査手続の実施の集中が避けられることになる。

(2) 試査の範囲

試査における抽出項目数は、主として自己査定に係る内部統制の状況を把握・評価し、固有の危険を勘案した上で決定されることになる。一般的には、固有の危険と内部統制上の危険が高ければ、抽出項目数を増加させ、逆にそれらが低ければ抽出項目数は減少させることになる。

抽出項目数は、このような考え方に基づいて決定されるが、早期是正措置の導入後は自己資本比率に基づいて必要な措置が取られることになるため、従来より小さな誤謬が正確な自己資本比率の算定に影響を及ぼすことがあり得ることを考慮して抽出項目数を決定することが必要になる。

5. 監査手続の適用

貸倒償却及び貸倒引当金に関する監査手続は、抽出された債務者に対する債権ごとに、必要資料を閲覧し、査定担当者等と協議する方法で行われ、適正な貸倒償却及び貸倒引当金の計上の準備作業として自己査定が行われたか確かめる。

貸倒償却及び貸倒引当金の監査手続において留意すべき事項には、以下の点が挙げられる。

- ① 多数の同種、小口の貸出金、例えば、住宅ローン、カードローン、消費者ローン等についてグルーピングにより、一括して査定している部分については、グルーピングの範囲と方法の妥当性を検討する。
- ② ある債務者に対する債権は、当該債務者が保証するグループ会社等に対する債権とともに、一元的に査定されているか確かめる。
- ③ 債務者に関する基礎資料は十分かつ最新のものか確かめる。財務情報が不十分と認められた場合、追加的に資料入手する必要性について担当者と協議する。
- ④ 債務者に関する財務資料の数値に虚偽や明らかな異常と認められるものがいか注意を払う。
- ⑤ 債務者について、業界誌、信用調査機関等外部の重要な情報があれば、銀行等金融機関が査定上それらの情報を加味したか否かについて確かめる。
- ⑥ 担保評価は、最新の信頼できる評価額となっているか確かめる。担保物件の評価額又は債権額が一定金額以上のものについては、必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を要求することが考えられる。一定金額未満の不動産担保については、銀行等金融機関の合理的な評価によることができる。合理的な評価方法としては、同種物件の比較売買事例及び路線価、基準地価、公示地価比較方式等並びにこれらを地域別地価変動率により時点修正したものが考えられる。
- ⑦ 債務者について、キャッシュフロー見込み、財政状態、収益性等の定量的要素や経営者の資質等の定性的要素を個別に評点し、それを総合して査定を行っているか確かめる。

- ⑧ 査定の結果について、特に分類債権については、最終判断についての説明が付されており、判断と説明が整合しているかを確かめる。

なお、自己査定制度導入後の会計監査において、検査当局の検査結果は、監査上の参考として常に注意を払う必要があるが、検査時点の相違や頻度の相違等の理由から、当局の検査結果をそのまま監査判断の基礎として利用すれば足りるとはいえないことに留意する必要がある。

また、監査人は、必要に応じて、銀行等金融機関の了解のもとに、検査当局と可能な範囲内で直接情報交換を行うことが監査の効率化の観点から適当である。

6. 貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い

以下の監査上の取扱いに準拠して計上されている場合には、監査上妥当なものとして取り扱う。

- ① 正常先債権（業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。

- ② 要注意先債権（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。

- ③ 破綻懸念先債権（現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する。

なお、(注2)参照のこと。

- ④ 実質破綻先債権（法的、形式的な経営破綻の事実は、発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがたたない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

- ⑤ 破綻先債権（破産、清算、会社整理、会社更正、和議、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

なお、②に該当する金利減免、棚上げ及びリスケジュールされた貸出条件付債権、③に該当する予想キャッシュフローが把握できる債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、早期是正措置に関する

る検討会の「中間とりまとめ」において、今後検討することはできないかとされているところである。割引現在価値の考え方の実務への適用に関しては、種々検討すべき事項があるので、日本公認会計士協会としてこの問題を引き続き検討する。また、現在、企業会計審議会において貸付金を含む金融商品の会計処理基準が検討されているので、その動向も十分注視しながら検討を進めていくこととする。

(注1) 貸倒実績率

貸倒実績率は正常先債権や要注意先債権という分類毎の貸倒実績率による。また、分類毎に区分した上で、住宅ローン、あるいは業種別等のグルーピング別の貸倒実績率を利用する方法も認められる。

貸倒実績率の算定方法は種々考えられるが、その一例として、ある期間の期首（仮に3年間の幅で推移をみる場合、該当する3年間を一つの期間とみた場合の期首）の該当する分類の債権残高を分母とし、その分母の額のうち期間内に毀損した額（貸倒償却及び貸倒引当金として計上した額の他、債権売却損等の損失額を含む）を分子として計算する方法がある。

監査人は、銀行等金融機関の要注意先債権等分類毎の貸倒実績等のデータの整備・蓄積状況にも留意する。

(注2) 破綻懸念先債権の回収可能性

破綻懸念先債権の回収見込額を検討するに当たっては、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。債務者の経営状態、担保・保証の有無と担保価値、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、完成途上のプロジェクトの完成見通し、銀行等金融機関並びに親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に關係のある一切の定量的・定性的要因を検討しているか確かめる。

各金融機関は、上記のような様々な要因を勘案した具体的な回収見込額の算出方法を定めておく必要がある。その方法として

は、例えば、売却可能な市場を有する債権については売却可能額を回収可能額とする方法や、債権額から清算価値を差し引いた差額に倒産確率を乗じて回収不能額を算出する方法等が考えられる。

(注3) 貸倒引当金の計上に関する会計方針の開示

監査人は、本取扱いへの準拠性に加え、貸倒引当金の計上に関する会計方針についての注記が、当該銀行等金融機関の採用する貸倒引当金の計上に関する会計方針を適正かつ十分に記載しているか検討しなければならない。

7. 意見形成に当たっての留意事項

貸倒引当金の監査は、貸倒引当金が決算日現在の債権に内包する損失額を十分カバーするだけの適切なレベルにあるかについて合理的な基礎を入手することを目標として実施される。貸倒引当金は経営者の判断に基づいて計上されるものであるが、監査人は経営者の判断が妥当なものであるかどうかにつき、個々の債権ごとではなく総体として比較する手法で検証する。

監査人は、監査意見の形成に際して、通常、純利益、資産総額、純資産額等に対してどの程度の影響を与えるかによって重要性を判断するが、銀行等金融機関の場合、早期是正措置が自己資本比率に基づいてなされるので、自己資本比率に与える影響についても十分配慮する必要がある。

8. 適用

本報告は、平成9年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。ただし、平成9年9月30日に終了する中間会計期間において銀行等金融機関が自己査定に係る内部統制を構築し、その旨を表明した場合には、当該中間会計期間に係る監査から適用する。

◆国債取引の決済期間の短縮化について

国債取引（割引短期国債を除く）の決済期間が、4月21日約定分（4月24日決済分）より、従来の「T+7日のローリング決済（約定から7営業日後の毎営業日決済）」から「T+3日のローリング決済（約定から3営業日後の毎営業日決済）」に短縮された。

◆現行金利一覧 (9年5月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.1	9. 5.14 (2.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.10	9. 5.14 (2.60)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.10	9. 5.14 (2.60)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.50	9. 5. 9 (2.60)
(期間5年~7年)	2.55	9. 5. 9 (2.65)
(期間7年以上)	2.60	9. 5. 9 (2.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(9年5月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>2.295</u> 表面利率(%) <u>2.4</u> 発行価格(円) <u>100.85</u>	〈4月債〉 2.506 2.5 99.95
割引国債(5年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>1.626</u> 同税引後(%) <u>1.321</u> 発行価格(円) <u>92.25</u>	〈1月債〉 1.792 1.455 91.50
政府短期証券(60日)		〈7年9月13日発行分～〉 応募者利回り(%) 0.374 割引率(%) 0.375 発行価格(円) 99.9384	〈7年7月31日発行分～〉 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>2.431</u> 表面利率(%) 2.4 発行価格(円) <u>99.75</u>	〈4月債〉 2.462 2.4 99.50
公募地方債(10年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>2.443</u> 表面利率(%) 2.4 発行価格(円) <u>99.65</u>	〈4月債〉 2.474 2.4 99.40
利付金融債(3年物)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>1.500</u> 表面利率(%) <u>1.5</u> 発行価格(円) 100.00	〈4月債〉 1.100 1.1 100.00
利付金融債(5年物)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>2.200</u> 表面利率(%) <u>2.2</u> 発行価格(円) 100.00	〈4月債〉 1.600 1.6 100.00
割引金融債		〈5月後半債〉 応募者利回り(%) <u>0.502</u> 同税引後(%) <u>0.411</u> 割引率(%) <u>0.49</u> 発行価格(円) <u>99.50</u>	〈5月前半債〉 0.452 0.371 0.44 99.55

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆主要先進7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G-7)の共同声明について

主要先進7か国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月27日（日本時間28日）、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を発表した。

1. 我々7か国の大蔵大臣と中央銀行総裁は、世界経済と金融市場の最近の動向をレビューするため、本日会合した。

マクロ経済情勢

2. カムドウシュ IMF 専務理事とともに、我々は7か国の経済見通しを検討し、政策上の要請について意見交換を行った。

3. 7か国の経済においては、持続的でかつ均衡のとれた拡大の維持・達成が、引き続き主要な目的である。我々は、多くの指標が良好であることに留意した。インフレ率は引き続き低く、成長は、いくつかの国においては堅固で持続的なペースで続いている、その他の国では上向きつつある。さらに、多くの国の財政措置は、財政赤字を削減し、財政をこれまで長年観察してきたものより更に堅固な基盤の上に置きつつある。緩やかな成長、低いインフレ率と改善された財政状況により、金利は近年総じて低下してきている。

4. しかしながら、課題は残っている。全ての国において満足できるような雇用の増大の回復は未だ見られているわけではなく、いくつかの国では、構造的状況を改善し、長期的に健全な財政状況を回復するために、より多くのことがなされる必要がある。いくつかの国では、金融システムの健全性を確保することに対して引き続き注意が払われることが重要である。先進国の人ロ高齢化は経済上の課題を生み出し、高齢化に伴う財政、社会保障及び医療保険制度への影響に対して、長期的な解決策を与えることを確かに更なる行動が求められている。

5. ほとんどの国は、また、それぞれの特別な状況に応じた固有の問題に直面して、それぞれの必要性に沿った解決策が求められている。

・北米 米国は、長く上向きの成長経路を辿っており、長く続いている景気回復及びダイナミックな労働市場によって失業も大きく減少している。インフレの再来を避けるよう引き続き注意し、国の貯蓄を増加する努力の一部として財政赤字削減のプロセスを続けることが重要である。一方、カナダでは、96年後半まで成長は停滞し、経済には相当程度の緩慢さが残っている。財政健全化と低インフレ継続の顕著な進展によって可能となった大幅の金融緩和に対応して、雇用と生産は今や強くなりつつある。

- ・**欧洲** 欧州大陸諸国における主な課題は、成長、財政及び社会全体に深刻な結果をもたらす恒常に高い水準の失業を、減少させることである。適切なマクロ経済政策スタンスを維持することに加え、雇用の創出に対する障壁を小さくし、経済活動における政府の役割を縮小し、税制を改革するための構造改革を実施することに注意を集中させるべきである。英国における経済情勢は、より米国と同様の状況にあり、インフレに対し引き続き注意を払い財政緊縮を継続する必要性がある。
- ・**日本** 日本には、力強い内需主導型の成長を達成し、対外黒字が大幅に増加するのを避けるとの目標がある。より広範な規制緩和措置及び適切な財政構造改革を含む更なる構造改革は、中期的に日本経済をより活性化する上で重要である。

欧州通貨統合

- 6. サーベイランスの文脈において、我々は欧州通貨統合に向けての最近の進展をレビューし、そのG 7諸国経済に対する影響について議論した。

為替相場及び金融市场

- 7. 我々は、為替市場における著しい不均衡が是正されたことに留意したベルリンの前回会合以来の為替・金融市场の動向について議論した。我々は、為替相場は経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、過度の変動及びファンダメンタルズからの相当程度の乖離は望ましくないと合意した。この文脈において、我々は大きな対外不均衡の再来に結びつくよ

うな為替相場を避けることの重要性を強調した。我々は為替市場の動向を監視し、適切に協力することに合意した。

IMF

- 8. 大臣及び総裁は、IMFが、国際金融システムの運営を支援し、国際金融システムに対するショックへ対処するのに重要な役割を果たすことに合意した。彼らは、近年採択されたIMFの政策改革に留意し、発展し続ける世界経済においてIMFが効果的かつ適切な戦力であり続けることを確かにするために、改革のモメンタムを維持する重要性を強調した。彼らは、特に以下の分野を重視した。

- ・ 多くのIMFプログラムの重要な部分である、市場開放策を通じた長期的な潜在成長力の強化
- ・ 資本移動の自由化の促進、国際資本市場の新たな課題への適応、及びこの分野におけるIMFの役割を明確にするためのIMF協定の改正
- ・ IMFが経済調整プログラムを実施している国、及び実施していない国の両方において、強化されたサーベイランス、及びIMFのマンデートの中での良い統治と政策の透明性の促進をより強調することを通じ、金融危機を防ぐIMFの対応能力の向上
- ・ IMFの業務における適切な透明性の確保、及びIMFの行政経費に対する注視を通ずる、IMFの有効性の維持及び向上。この文脈において、透明性を向上するためのIMF理事会における最近の決定を歓迎した。

9. 我々は、IMF理事会による第11次増資の検討の進展を歓迎し、国際通貨システムに対する責任を果たすために十分な財源をIMFが有し続けることが重要であると合意した。さらに、我々は、SDRの公平な配分を行うためのIMF協定の改正に向けての進展を歓迎した。

ロシア

10. 欧州委員会の代表者とともに、我々は、ロシアの当局者と会合し、ロシアの経済状況に関する意見交換を行い、ロシアが経済移行過程の重要な局面にあることに合意した。我々は、エリツィン大統領が3月のロシア連邦大統領年次教書において経済改革の実行を呼びかけたことを歓迎し、この呼びかけがロシアの新内閣からの声明によって補強されたことに留意した。我々はさらに、税務行政及び租税政策の改革について、断固たる行動を取るべきあることに留意した。ロシア当局の1997年の経済プログラムの下での歳入状況の急速な改善は、更なる改革の進展に向けて極めて重要であろう。加えて、民間投資への環境を改善する構造改革の深まりが、ロシアを持続的成長の道に進ませるために重要であると認識された。我々は、現行のEFFの下で、97年のロシアのIMFプログラムの合意が間近に迫っていることを歓迎する。この合意は、今後2年間に改革を支援するため60億ドルが融資可能であることを表明した世銀からの顕著な額の融資とともに、より高水準の民間投資を媒介することに役立つであろう。我々は、このIMFプログラムが、長期間にわたる財政改革と構造改革をも含んだ広範囲のものであることを歓迎する。我々はロシアに対し、

世銀とともに追加的な構造改革を推進する作業を強化することを強く要請する。我々は、ロシアが適切な条件の下に、債権者としてパリクラブに参加することを認め得るような取り決めを期待する。

ウクライナ

11. 我々は、昨年末にIMFとの協力の下に作成され、昨年12月に国際社会が寛大な支援を約束した、大胆な改革案をウクライナ政府が実行出来ないでいることに、懸念を深めている。我々は、投資を促進し、地下経済を表面化すべく計画されたこれらの施策は、ウクライナが上向きで持続的な経済成長を達成する最良の機会であると考える。我々は、この好機を逃がすことなく、一層の遅れが改革の遂行をより困難にする前に、ウクライナ政府が、完全かつ早急に、このパッケージの実行に取組むことを強く要請する。

アフリカ

12. 我々は、IMF専務理事及び世銀総裁と共に、アフリカの経済発展の見通しをレビューした。我々は、より民主的な政治制度に向けた最近の進展を支持する。我々は、幾つかのサブサハラ諸国が、金融面での持続可能性及びより市場指向の経済政策への移行において、力強いパフォーマンスを示していることに大いに意を強くした。我々はこれらの改革を出来る限り効果的に支持していく決意である。昨年のリヨン・サミットでの了解を踏まえ、我々の合意は、改革を行っており、貧困克服に積極的に取り組んでいるこれらの国が、重債務貧困国イニシアティブ及び調整融資の下での債務救済の強化、地域内及び世界規模で

の経済開放と人的資源・基礎インフラへの投資、及び経済運営の改善を条件とした国際金融機関の支援、世界市場へのアクセスの増大、並びにこれらの改革に焦点を当てた二国間援助から、恩恵を得るべきことである。

金融市场の安定の課題

13. 我々は、リヨン・サミットで確認された金融市场の安定の促進に関する以下のイニシアティブに係る進展をレビューした。

- ・国際的な監督当局間の協力の強化
- ・市場の透明性及びリスク管理の改善
- ・新興市場国における健全性の監督の促進
- ・電子マネーの影響の分析

我々は、各国当局、並びにバーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構専門委員会、保険監督者国際機構、及び金融コングロマリット合同会合といった国際機関により、金融市场の安定に関するサミットの全課題について努力がなされていることを歓迎する。我々は、デンバー・サミット後、国際的な監督協力に関する作業が進むにつれ、これらの機関全てにおいて進展が続くことを期待する。我々は、G10によって設置された「新興市場国の金融の安定に関する作業部会」によって作成された新興市場国の金融システムの強化に向けた戦略を支持するとともに、幅広い合意に向けて進展があることに意を強くし、報告の中に示されている全ての主体が協同して実施に向けて作業するよう求める。我々は、また、電子マネーに関する作業部会の来るべき報告を支持し、その主要な結論に同意する。

重債務貧困国（HIPC）及びパリクラブ

14. 我々は、新しい債務イニシアティブの実施において世銀、IMF及びパリクラブの間で達成された決定的な進展を歓迎する。我々は、他の債権者が、負担の公平の原則に基づき、出来るだけ早期に同等の取り決めを締結するよう強く要請する。我々は、債務国がこのイニシアティブの下での改革努力を継続する重要性を強調するとともに、完了時点以前において、必要な際にはいつでも国際金融機関がこのイニシアティブの下で暫定的支援を提供すべきであると合意する。我々は、それぞれの国の特殊な状況、イニシアティブの合意された構造、特に適用基準を考慮し、今後の適用国に関して時宜を得た決定が行われることを期待する。

WTO金融サービス交渉

15. 我々は、金融市场の障壁をより低くすることが、より自由な資本の流れに貢献し、資本市場の発展を加速することを認識し、WTO金融サービス交渉が今月再開されたことに対して支持を表明する。シンガポール閣僚宣言にあるように、我々は、改善された市場アクセスに関する約束及び内国民待遇に基づいた完全な最惠国待遇の合意を期待する。従って、我々は、合意された期間中に、より広範な加盟国の参加を得つつ、大幅に改善された市場アクセスに関する約束を達成することを目指す。

税の競争

16. 各国経済のグローバル化は、国際間の有害な税の競争の激化という課題を生み出している。リヨン・サミットのコミュニケで述べら

れたように、金融その他の地理的に移動が容易な活動を誘致することを目的とする税制は、国際貿易と投資を歪めるリスクを伴いつつ、国家間の有害な税の競争を生み出し、また各國の課税ベースの浸食につながりかねないものである。さらに、有害な税の競争は、税制の公平性と中立性を損なうものである。従つて、我々は、OECDにおいて行われている作業に大きな重点を置き、1998年までにOECDが完成する予定の作業、結論及び提言に緊密な注意を払うこととする。

贈賄と汚職

17. 持続的な経済発展、成長及び安定の達成全般に対する贈賄及び汚職が持つ腐敗的な影響の観点から、我々は、国際金融機関及びOECDにおいて、これらの問題に関心が高まっていることを歓迎する。我々は、これらの機関にこうした活動を推進し、解決策について早期に合意することを求める。

我々は以下を強く要請する。

- ・ 国際開発金融機関が、世銀をモデルに統一的な調達基準の策定に協力するとともに、本部において調達過程の全ての面について厳格に監督すること
- ・ IMF及び国際開発金融機関が、各々の責任の範囲内において、法の支配を確保し、公共セクターの効率性と責任能力を改善し、及び良い統治を促進するための措置を含めた、途上国の汚職に対する戦いへの支援を強化・拡大すること
- ・ OECD諸国が、国際的な贈賄を効果的かつ協調して犯罪行為とし、こうした贈賄

の税制上の控除可能性を早期に廃止できる措置について合意すること

◆ G-10中銀、取引所型デリバティブの清算アレンジメントに関する報告書を公表

G-10諸国の中銀で構成されるBIS(国際決済銀行)・支払決済システム委員会は、5月6日、取引所型デリバティブの清算アレンジメントに関する報告書を公表した。

本報告書は、「取引所型デリバティブ市場の清算アレンジメントにおける問題（流動性不足、清算・決済の遅延）が、金融市場に対しシステム的な混乱を惹起する可能性がある」との問題意識から、特に清算アレンジメントの核となる取引所の清算機関が被るリスクの源泉・種類やリスク管理方法に焦点を当てて解説、分析している。また、G-10諸国の取引所型デリバティブ商品の清算アレンジメントに関する詳細なサービスや、外貨建取引・証拠金の取扱い、海外清算機関とのリンク等のクロスボーダー問題についての予備的な分析も行っている。

本報告書は、分析を目的としたペーパーであり、政策的な提言を行うものではないが、清算機関が採り得る清算アレンジメントの強化策として、①「ストレス・テスト」（幾つかの極端な市場価格変動シナリオを想定し、これが及ぼす影響をシミュレートするもの）を利用した信用・流動性エクスポージャーの管理、②よりタイムリーな取引照合やより頻繁な値洗いの実施等による日中リスク管理の改善、③即時ファイナリティのある決済システムの利用や破綻発生時の関係者の債権・債務に関する不確実性の除

去等による資金決済方法の強化、を指摘している。

◆G-10、電子マネーに関する報告書を公表

G-10（主要10か国蔵相・中央銀行総裁会議）は、5月8日（日本時間）、電子マネーに関する報告書を公表した。

本報告書は、昨年6月のリヨン・サミットにおいて、「小口電子決済に関する近年の技術進歩のインプリケーションを共同調査し、1年間で最大限の成果を得るよう努力すべき」とされたことを受け、G-10のもとに組成された各国金融当局・中銀メンバーから成る作業部会（わが国からは、大蔵省と日本銀行が参加）により作成されたもので、4月28日にG-10蔵相・中銀総裁の了承を得、公表が決定された。

検討項目は、電子マネーに関する「消費者問題」、「法の執行」、「監督上の問題」、「クロスボーダー取引の問題」の4点。また、上記検討項目に関連して消費者、電子マネー提供者、当局が注意を払うであろう重要な論点として、①個々の電子マネー・プロダクトの内容についてのディスクロージャー、②発行体の財務健全性、③技術面での安全性、④電子マネーが犯罪行為に用いられるリスク、を指摘している。

今後の活動については、BIS・支払決済システム委員会、同・バーゼル銀行監督委員会などの場における検討を見守っていくことが先決で、現時点では新たに正式な国際協力の仕組みを設立する必要はないとしているが、将来、電子マネーについてさらに経験が積まれれば、今

回と同様のアプローチで検討することもあり得る、と結んでいる。

◆欧州委員会、春季経済見通しを発表

欧州委員会は、4月23日、春季経済見通しを発表した。同見通しの主な内容は以下のとおり。

1. 実質GDP

(単位 前年比 %)

	95年	96年 (見込み)	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	2.4	1.6	2.4	2.8
ドイツ	1.9	1.4	2.3	2.9
フランス	2.2	1.3	2.3	3.0
英 国	2.5	2.1	2.8	2.6
イタリア	2.9	0.7	1.2	2.0
(※) 日 本	0.9	3.6	1.6	2.5
米 国	2.0	2.4	2.8	2.2

2. 失業率

(単位 %)

	95年	96年 (見込み)	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	10.9	11.0	10.6	10.3
ドイツ	8.2	9.0	9.7	9.5
フランス	11.6	12.3	12.5	12.1
英 国	8.8	8.2	6.8	6.3
イタリア	11.9	12.0	12.0	11.8
(※) 日 本	3.1	3.4	3.4	3.4
米 国	5.6	5.4	5.4	5.6

3. 個人消費デフレータ

(単位 前年比 %)

	95年	96年 (見込み)	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	3.0	2.7	2.2	2.2
ドイツ	1.9	1.9	1.9	2.0
フランス	1.7	1.8	1.6	1.7
英 国	2.6	2.8	2.3	2.5
イタリア	5.8	4.4	2.7	2.4
(※) 日 本	▲0.5	0.2	1.4	0.5
米 国	2.4	2.1	2.3	2.4

4. 一般政府財政収支

(単位 対名目GDP比 % <▲は赤字>)

	95年	96年 (見込み)	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	▲5.0	▲4.3	▲2.9	▲2.5
ドイツ	▲3.5	▲3.8	▲3.0	▲2.7
フランス	▲4.8	▲4.1	▲3.0	▲3.0
英 国	▲5.6	▲4.4	▲2.9	▲1.4
イタリア	▲7.0	▲6.7	▲3.2	▲3.9
日本	▲3.7	▲4.6	▲3.2	▲3.0
米 国	▲2.3	▲1.9	▲1.5	▲1.3

5. 一般政府債務残高

(単位 対名目GDP比 %)

	95年	96年 (見込み)	97年 (見通し)	98年 (見通し)
E U	71.2	73.2	72.9	72.3
ドイツ	58.1	60.7	61.8	61.9
フランス	52.8	56.2	57.9	58.9
英 国	54.2	54.5	54.7	53.8
イタリア	124.4	123.7	122.4	120.7

◆英国、総選挙で労働党が圧勝

英国では、5月1日に総選挙が実施され、労働党が全議席の約2/3（659議席中419議席）を占める歴史的勝利を収めた。同党は、1979年のサッチャー政権樹立以来18年振りに政権を獲得。

政党別獲得議席数

	今次	解散時	前回
			(92年4月9日)
労働党(Labour Party)	419	272	336
保守党(Tory Party)	165	321	271
自由民主党(Liberal Democratic Party)	46	26	20
その他(Scottish National Party)	29	32	24
計	659	651	651

◆英国ブラウン蔵相、イングランド銀行の独立性を強化

5月6日、ブラウン蔵相は、イングランド銀行の独立性を強化する構想を打ち出した。同構

想の骨子は、

- (1) イングランド銀行内部に金融政策委員会（Monetary Policy Committee）を設置し、金利決定権限を蔵相からMPCに委譲する、
- (2) 現行、政府の行政権限に属している外為市場介入について、「金融政策の目標達成に必要とされる場合」にはイングランド銀行にもその権限を行使できる、
- (3) 副総裁を一名増員し2名とし、通貨価値の安定と信用秩序の維持を分担させる、
- (4) 理事会（イングランド銀行役員と外部非常勤役員で構成）の組織、機能を見直す、
- (5) 国債管理政策を大蔵省に移管すること等。

◆イングランド銀行、最低貸出金利を0.25%引き上げ

イングランド銀行は、5月6日、最低貸出金利を0.25%引き上げて、6.25%とする旨決定（即日実施）。イングランド銀行による金利の引き上げは、96年10月30日以来約半年振り。なお、ロンドン手形交換所加盟大手銀行もこれを受け、即日ベース・レート（基準貸出金利）を0.25%引き上げ（6.00%→6.25%）。

本決定は、5月1日に実施された英國総選挙の政権交替後初めてのブラウン新蔵相とイングランド銀行ジョージ総裁との間の月例会議（5月6日）における決定を受けたもの。金利引き上げの背景として、蔵相は、①個人消費の急速な拡大、②住宅価格の上昇、③賃金の上昇、④マネーサプライの増加、等を挙げている。

◆韓国金融改革委員会、第一次答申を発表

金融改革委員会（大統領の諮問機関）は、

4月14日、第一次答申を発表した。主な内容は以下のとおり。

①金融機関の経営構造の改善

銀行の非常勤役員を全役員の半数とし、その7割は出資比率に応じて株主が就任する。また、一定規模の信用供与の実行や事故発生に際しては、非常勤役員を含めた全体役員会への報告を義務付ける。

②銀行、証券、保険の相互参入

中核業務（例えば、証券会社の株式委託売買業務）を除き、兼業を認める。また、中核業務についても子会社を通じた相互参入を進める。

③金融機関の不良債権に関する情報開示の強化

◆韓国財政経済院、不良債権整理基金の設立計画を発表

財政経済院（大蔵省に相当）は、4月23日、銀行の不良債権を買入れ、回収するための不良債権整理基金を設立する計画を表明した。5月7日には、同基金設立の法案を6月にも国会に提出する旨明らかにした。

◆台湾財政部、銀行の株式投資規制を緩和

財政部（大蔵省に相当）は、4月初、金融自由化の一環として、銀行の株式投資上限を総資産の15%から20%に引き上げ、6月末までに実施することを決定した。また、同時に、銀行が

社債および店頭株式を購入することを解禁する予定。

◆台湾、マネーロンダリング防止法を施行

4月23日、台湾初の「マネーロンダリング防止法」が施行された。

同法施行により、金融機関は、同一営業日に同一口座での150万元以上の現金取引（預金の受払いおよび為替送金）について、①顧客の身元確認、②取引証明書の保管が義務付けられる。また、マネーロンダリングに類似した取引に関して、法務部調査局への報告も義務付けられた。

◆台湾立法院、中央銀行法改正案を可決

立法院（国会に相当）は、4月29日、預金準備率の下限撤廃および同上限の引き下げ^(注)を骨子とする中央銀行法改正案を可決した（WTO加入後施行）。

梁中銀副総裁は「預金準備率の引下げにより、銀行のコストが軽減され、競争力が高まることとなる」とコメントした。

（注）当座預金15～40%→25%、普通預金10～35%→25%、貯蓄預金5～20%→15%、定期預金7～25%→15%。なお、その他負債（金融債等）の預金準備率25%が新設された。

◆香港金融庁、債券集中決済システムをオーストラリア準備銀行とリンクすることに合意

香港金融庁は、4月21日、オーストラリア準備銀行との間で相互の債券集中決済システムを

リンクさせることに合意した旨を発表した。

今次合意によって、香港で取引されている豪州国債の取引を香港の債券集中決済システム(Central Moneymarkets Unit) 経由で決済することが可能となる(香港の為替基金証券の取引を豪州の準備銀行情報・振替システム(Reserve Bank Information and Transfer System) 経由で決済することは今後の検討課題)。

◆シンガポール政府、公共住宅購入者向け政府融資規制を導入

シンガポール政府は、4月12日、不動産市場の安定化を企図して、公共住宅購入者に対する政府融資について、以下の施策を発表した。

- ① 公共住宅購入者向け低利ローンの利用を2回までに制限する。
- ② 月収8,000シンガポール・ドル超の世帯、または、不動産に既に投資している者に対しては、住宅ローン金利として市場金利を適用し、優遇金利の適用除外とする。
- ③ 公共住宅購入予定者に対して信用調査を行うとともに、貸出額についても収入や年齢に応じて制限する。

◆フィリピン中央銀行、不動産融資規制を導入

フィリピン中央銀行は、4月29日、民間銀行に対し、以下の不動産融資規制を導入した。

- ① 不動産向け与信残高を金融機関与信残高全体の2割以下に抑制する。

当該制限を超過している金融機関は、1年間の猶予期間中に不動産向け与信を全与信の20%まで縮小することを要求される。

- ② 担保不動産の掛目を評価額の70%から60%に引き下げる。

◆タイ中央銀行、1997年実質GDP成長率見通しを下方修正

タイ中央銀行は、5月12日、1997年の実質GDP成長率見通しを前年比+6.0%に下方修正した(96年12月、前年比+7.1%→97年2月、同+6.8%→今回、同+6.0%)。

◆インドネシア中央銀行、外資系銀行の中小企業向け融資強化措置を発表

インドネシア中央銀行は、4月7日、外国銀行及び合弁銀行に対し、1997年以降、融資増加額の一定比率以上を中小企業^(注)向けに行うことを義務づける旨、決定した(中小企業向け融資目標額は以下の表のとおり)。今次措置によって、目標未達の場合は、目標額と実績の差額の2%を罰金として中央銀行に納付しなければならない。

従来、総融資残高に占める中小企業向け融資の割合を20%以上に維持することが、全ての金融機関の義務とされていたが、外資系銀行のうち、総融資残高に占める輸出信用の割合が50%以上の先については、この規定が適用を除外されていた。

^(注) 年間売上10億ルピア(約52百万円)以下の企業。

▽ 融資目標

(数字は、年間融資増加額に対する比率。%)

	1997年	98年	99年
中小企業向け融資残高 20%以上 の銀行	12.5	17.5	22.5
中小企業向け融資残高 20%未満 の銀行	15.0	20.0	25.0

◆中国国務院、「中国人民銀行金融政策委員会条令」を施行。

中国国務院（内閣）は、4月15日、「中国人民銀行金融政策委員会条例」を公布・施行した。主な内容は以下のとおり。

- ① 金融政策委員会は、金融政策に関する諮問・議事機構と位置付けられ（条例第2条）、金融政策の立案・調整、目標設定、金融政策手段の運用、金融政策関連の重要措置、その他のマクロ経済政策との協調等について、討議を行なって、国務院へ建議する（第3条）。
- ② ただし、特記されている重要事項（マネーサプライ年度目標の決定等）については、人民銀行が決定し、国務院の認可を受けることとされ、金融政策委員会は認可に際して建議する（第24条）。
- ③ 金融政策委員会の開催頻度は、四半期に1回（第20条）。
- ④ 金融政策委員会の11人の委員は、行長、副行長（2名）、国家外国為替管理局長、および、国家計画委員会、経済貿易委員会、財政部、証券監督管理委員会の各代表、国有銀行の代表2名、金融有識者1名で構成（第15条）。

◆中国人民銀行、「公開市場業務および一級交易商管理暫定規定」を公布

中国人民銀行は、4月上旬、「公開市場業務および一級交易商（注）管理暫定規定」を公布した。

1996年4月より国債を用いた公開市場操作を行っているが、これに加え、

- ① プライマリー・ディーラーを拡大する（現行14社→25社）、
- ② オペ対象債券を国債のほか、中央銀行債券（融資券）、政策銀行発行債券（政策性金融債）等にも拡大する、
- ③ 将来的に証券会社等のオペ参加を認め、
- ④ オペ手段としてレポ方式のほか、アウトライト方式も採用する、

等が規定された。

（注）規模が大きく資産内容や経営状況に問題のない金融機関。

◆オーストラリア、金融制度改革に関する報告書を発表

オーストラリア政府の諮問機関であるウォリス委員会は、4月9日、規制緩和を盛り込んだ金融制度調査会報告書を発表した。主な勧告内容は、以下のとおり。

- ① 銀行以外の金融機関による預金サービス提供の認可。
- ② 銀行及びその他の金融機関の手数料等設定の自由化。

- ③ 銀行間、生命保険会社間及び銀行と生命保険会社間の合併の認可。
- ④ 外国銀行による豪銀買収の認可。
- ⑤ 金融市场の公平性維持、消費者保護等のために、「企業・金融機関サービス委員会 (Corporation and Financial Service Commission)」を設置。
- ⑥ 準備銀行は、従来通り、金融政策と金融システムの安定に対し責任を負う点を確認。
- ⑦ 「オーストラリア競争・消費者委員会 (The Australian Competition and Consumer Commission、日本の公正取引委員会に相当)」は、競争原理が妨げられることのないよう、合併・買収について引き続き監督。

同報告書に対し、コステロ蔵相は、イ) 4大銀行間の合併禁止の継続、ロ) 蔵相の判断による銀行と生命保険会社間の合併認可、ハ) 外国銀行による主要豪銀の大規模な買収は引き続き不許可、との政府見解を示した。

◆ インド準備銀行、利下げ及び金融制度改革推進を発表

インド準備銀行は、4月15日、「1997年度上

期（1997年4～9月）金融政策運営計画」を公表し、利下げ及び金融制度改革の一段の推進を発表した。具体的な内容は、以下のとおり。

- ① 4月15日より公定歩合 (Bank Rate) を12.0%から11.0%へ引き下げるほか、定期預金金利（上限金利）を、10.0%から9.0%に引き下げる。
- ② 高率の現金準備率 (CRR : Cash Reserve Ratio)、法定流動性比率 (SLR : Statutory Liquidity Ratio) を原則撤廃する（実施時期等は未定）。
- ③ CD発行最少額を、従来の250万ルピーから100万ルピーへ引き下げるとともに、期間についても、従来の最低3ヵ月を30日に短縮する。
- ④ TB市場の期間構成の多様化を図り、レポ取引を活性化する。
- ⑤ 貿易信用拡充を図るほか、公認ディラーについては、10百万ドルを上限に、海外支店、事務所からの資金借入および海外金融市场への投資を解禁するなどの外国為替規制緩和を実施する。
- ⑥ 500百万ルピーを超える貸出についてのコンソーシアム組成義務を撤廃する。